

2 1 陳情第 1 1 号

2 1 陳 情 第 1 1 号	新宿区都市計画審議会の附帯意見の遵守に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 1 年 3 月 1 1 日 受 理、 平 成 2 1 年 3 月 1 1 日 付 託
陳 情 者	新宿区西新宿 _____ _____ _____

(要 旨)

新宿区都市計画審議会の議案第 2 5 0 号及び議案第 2 5 1 号の西新宿 5 丁目中央北地区に係る地区計画及び第一種市街地再開発事業について新宿区都市計画審議会よりの附帯意見が次のようにつけられました。

施設計画等について十分に説明責任を果たされるとともに、なお一層の周辺住民の理解と協力が得られるように努力すること。

地区内外の住民にとって憩い安らぎを感じ、周辺の住環境の向上に寄与するものとなるよう計画すること。

事業が円滑に進むよう地元の調整に努めること。

しかし、未だ附帯意見の履行がされていません。早急な履行をお願いするとともに、今までの履行内容と今後の履行予定を明確に回答いただきたい。

(理 由)

平成 2 0 年 4 月 7 日開催の第 1 3 9 回都市計画審議会の中で「西新宿 5 丁目中央北地区再開発」の都市計画決定において審議会から附帯意見がつけられました。

1 周辺住民に理解と協力を得られるように努力することとの意見がされてますが未だ、具体的な行動がありません。

2 地区内外の住民にとって憩い安らぎを感じ、周辺の住環境等の向上に寄与するものとなるよう計画することとありますがこれも、未だ、地区外への相談がありません。協働でより良い住環境の計画をしたいと思います。

3 区は事業が円滑に進むように地元の調整に努めることとありますが、これも未だ、区が調整に入ったことは一度もありません。

新宿区は相反する意見を調整する調停案を提示する必要があると思います。附帯意見が発せられてから既に 1 年近くになりますが、何の進展もありません。

審議会の附帯意見は無視して事業を進めるつもりなのでしょうか。

今までの附帯意見に対する履行内容と今後の履行について回答を新宿区からいただきたい。